

第1章

健康とよはし推進計画とは

第1章 健康とよはし推進計画とは

1 計画策定の趣旨

急激な少子高齢化の進展や、単身世帯の増加、女性の社会進出、高齢者の就労拡大など、健康を取り巻く社会状況は年々変化しています。また、働き方の多様化が進んだことによる仕事と育児・介護との両立など、ワークライフバランス^{*1}に着目した生活様式も重要視されています。また、あらゆる分野においてデジタルトランスフォーメーション（DX）^{*2}が加速していることや、感染症や大規模災害への備えが必要なことなど、今までとは異なる課題も生じており、健康危機管理の重要性が増しています。

国は、平成 12 年に「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を策定し、令和 6 年度から開始する健康日本 21（第3次）では、すべての国民が、健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて、誰一人取り残さない健康づくりの展開や、より実効性を持つ取り組みの推進を図ることされました。

本市は、平成 13 年度に「とよはし健康ビジョン」、平成 14 年度に「健康とよはし推進計画」を策定し、市民の健康づくりを推進してきました。また、平成 30 年度に「豊橋市健幸なまちづくり条例」を制定し、市民の誰もが住んでいるだけで、生きがいや希望を持ちながら、健康で安心して暮らすことができるまちを実現するため、各種団体と相互に連携を図りつつ、健康づくりを推進しています。この間、がんや生活習慣病による死亡率は低下し、健康寿命が延伸した一方で、生活習慣病の一次予防に関する指標は悪化しています。

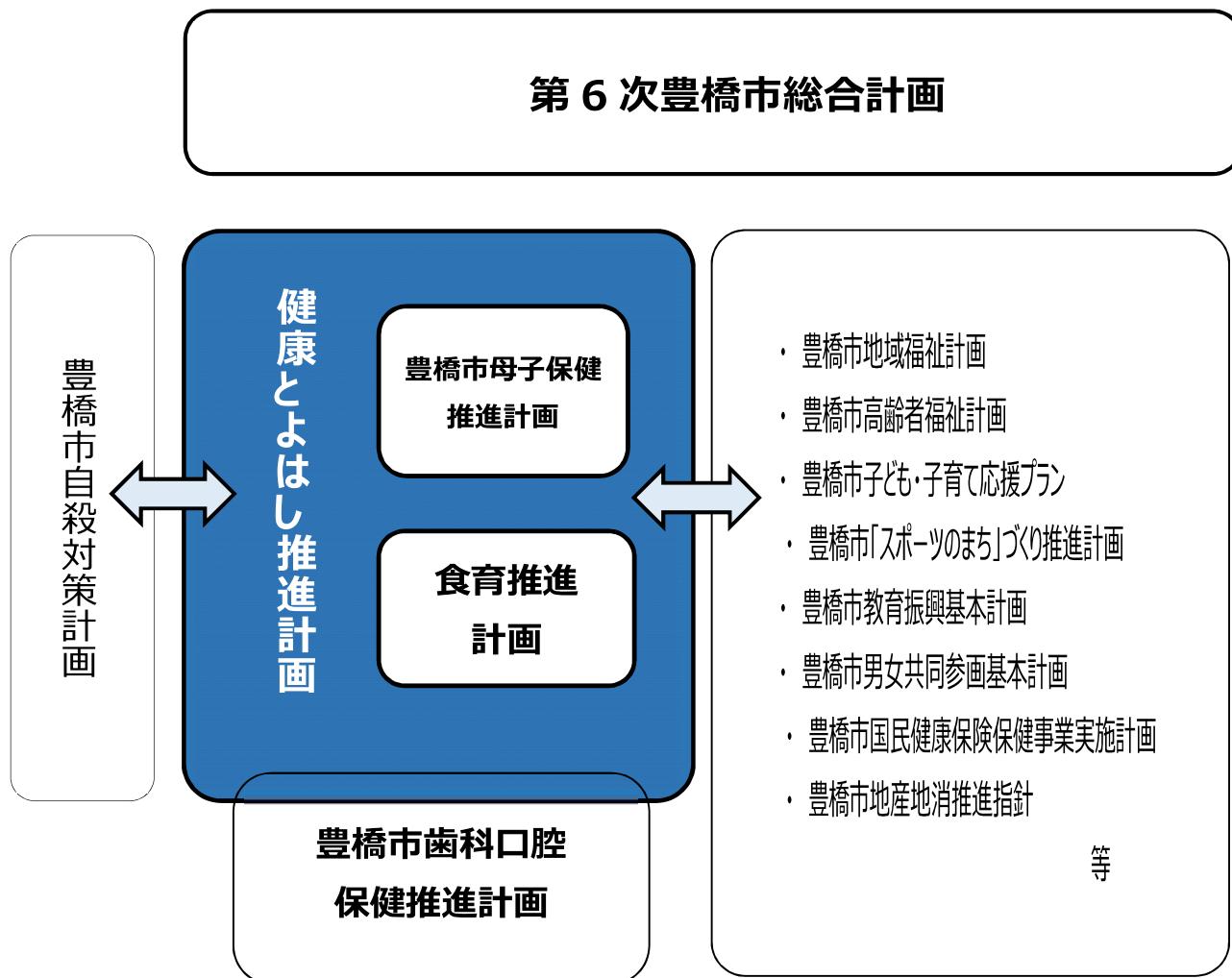
健康とよはし推進計画（第3次）は、健康日本 21（第3次）の方向性と豊橋市健幸なまちづくり条例の基本理念に沿って、個人の行動と健康状態の改善に加え、健康づくりを進めるための社会環境を向上させ、健康への関心の有無に関わらず、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現することを目的に定めるものです。

*1 仕事と生活を調和させること

*2 デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」に、成育医療等基本方針による計画策定指針に基づく「母子保健計画（健やか親子21）」、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」を取り込み、一体のものとします。また、「第6次豊橋市総合計画」を上位計画とし、関連計画と連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6(2024)年度から令和 17(2035)年度までの 12 年間とします。

目標の評価

計画開始後 6 年の令和 11(2029)年度に中間評価を行います。